

当総務委員会に付託された案件については、9月6日、午前9時30分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第54号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

歳入中、財政調整基金繰入金について、七本木池公園整備事業に対して、同基金から繰り入れる理由は何か。とに対し、

財政調整基金には、平成22年度に売却しました市民ホール跡地の売却収入を積み立てており、その分については、市民ホール代替機能の整備を優先的に実施することとしています。今回の補正は、七本木池公園の整備であることから、金額の多少に関わらず、財政調整基金から繰り入れるものです。とのこと。

債務負担行為については、今回、補正予算を可決した場合、事業の実施が決定したことになるのか。とに対し

債務負担行為が可決されれば、その事業内容についても決定したことになります。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第58号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

心臓外科手術再開に向けての医療器械備品購入ということだが、再開であるため、設備は整っていたと思うが器械購入は必要か。とに対し、

医療器械については、休止している間に更新時期を迎えており、今回、再開にあたり、新しく器械を購入するものです。

また、現在の手術に対応するため、より効果的な器械を導入いたします。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第60号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

金融所得課税の一体化の整備がされる中で、今回の条例改正は、どのような内容か。とに対し、

今回の条例改正は、金融証券税制のうち、公社債の課税の整理によるものであります。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。